

与野スキークラブ規約

[名称及び事務所]

第1条 本会は、与野スキークラブ（以下、「本クラブ」という。）と称し事務所を会長指定の場所に置く。

[目的]

第2条 本クラブは、スキー及びスノースポーツの健全なる普及発達を図るとともに会員相互の親睦を深め、明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

[事業]

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スキー、スノースポーツ振興の具体的方策の推進
- (2) 各種大会、講習会及び技能テストの開催ならびに後援
- (3) 各種大会への選手派遣
- (4) スキー、スノースポーツ技術の普及指導
- (5) その他目的達成に必要な事業

[構成]

第4条 本クラブは、登録会員をもって構成する。

[役員]

第5条 本クラブに次の役員を置く。

会長	1名	常任理事	若干名
副会長	若干名	理事	若干名
理事長	1名	会計	若干名
副理事長	若干名	監査	2名

- 2 本クラブに名誉会長、顧問を置くことができる。
- 3 本クラブに特別役員を置くことができる。

[役員を選出]

第6条 名誉会長、顧問、会長、副会長、理事、監査は総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選とする。
- 3 会計は、理事会に諮り会長が委嘱する。
- 4 特別役員は、理事会に諮り会長が委嘱する。

[役員の仕事]

- 第7条 会長は本クラブを代表し会務を処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事長は会務を処理する。
 - 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 理事は理事会を構成し事業の計画及び執行にあたる。
 - 6 会計は出納事務にあたる。
 - 7 監査は会計を監査する。

[役員の仕事]

- 第8条 役員の仕事は2年とする、但し再任を妨げない。
- 2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

[会 議]

- 第9条 本クラブの会議をわけて総会、理事会、常任理事会とする。
- 2 総会は毎年10月に招集する、但し会長が必要と認めたときは臨時に招集する事ができる。
 - 3 総会は次の事項を行う。
 - (1)役員の仕事
 - (2)事業報告及び決算の承認
 - (3)事業計画及び予算の承認
 - (4)規約の改廃
 - (5)その他必要な事項
 - 4 理事会は役員で構成し本クラブの運営ならびに重要事項について協議処理する。
 - 5 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事で構成し本クラブ運営に際し、緊急を要する事項について協議処理する。
 - 6 総会は会長が招集し議長となる。
 - 7 理事会、常任理事会は理事長が招集し議長となる。

[議 決]

- 第10条 本クラブの議決はすべて出席者の過半数をもって決する。
- 2 可否同数の場合は議長がこれを決める。

[委員会の設置]

第11条 本クラブに別に定める、委員会を置くことができる。

[会費]

第12条 本クラブの会費は、

一般会員 2000円 とする。

ジュニア会員 1000円 とする。(20才未満とする。)

キッズ会員 無料 とする。(中学生以下とする。)

[経費]

第13条 本クラブの運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

[会計年度]

第14条 本クラブの会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

付則

- 1 この規約は、昭和29年01月16日より施行する。
- 2 この規約は、昭和48年10月22日より改正施行する。
- 3 この規約は、昭和54年10月26日より改正施行する。
- 4 この規約は、昭和56年10月06日より改正施行する。
- 5 この規約は、平成03年09月27日より改正施行する。
- 6 この規約は、平成05年10月02日より改正施行する。
- 7 この規約は、平成13年10月03日より改正施行する。
- 8 この規約は、平成15年10月02日より改正施行する。
- 9 この規約は、平成17年10月06日より改正施行する。